

7 吹福指第 624 号
令和 7 年 7 月 14 日
(2025 年)

指定認知症対応型共同生活介護事業所
管理者様

吹田市福祉部福祉指導監査室

指定認知症対応型共同生活介護における食材料費について

平素は、吹田市福祉行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

令和 5 年全国的に放送された、障がい福祉サービスにおけるグループホームにおいて問題の発端となった「食材料費」に関しまして、認知症対応型共同生活介護においても利用者から支払いを受けることができるものは「食材料費」とされています。

「食材料費」は他の介護サービスにおける「食事の提供に要する費用」とは異なり、利用者から徴収できるのは実費のみであり、「調理に係る人件費」等、他の経費に充てることはできません。

上記の内容にご注意いただき、利用料等の受領について、引き続き適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

【参考 1】認知症対応型共同生活介護「食材料費」、他のサービス（例：小規模多機能型）
「食事の提供に要する費用」根拠条文

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省第 34 号）

○第 96 条第 3 項（認知症対応型共同生活介護）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食材料費

二 理美容代

三 おむつ代

以下略

○第 71 条第 3 項（小規模多機能型居宅介護）

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
 - 三 食事の提供に要する費用
 - 四 宿泊に要する費用
 - 五 おむつ代
- 以下略

【参考 2】

食費と食材料費の違い（含まれるもの、含まれないもの）

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年 9 月 7 日、厚生労働省告示第 419 号）

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

（ロ）食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

解説

通常使用する「食費」とは、この「食事の提供に係る利用料」を言います。

「食事の提供に係る利用料（食費）＝「食材料費」＋「調理に係る費用」

認知症対応型共同生活介護においては「食費」と「食材料費」を混同せず、明確に区分しなくてはなりません。

○平成 17 年 10 月改定関係 Q&A

（問 52）7 月 14 日の介護給付費分科会の諮問では、利用者が支払う食費について、食材料費及び調理に係る費用となっている。この場合の調理に係る費用には、調理員の給与は含まれ、栄養士（管理栄養士）の給与は入っていないと考えるが、いかがか。

また、厨房に係る備品・備品費用については、調理に係る費用に入っていないと考えてよいか。調理に係る高熱水費はどのように考えればよいか。

（答） ご指摘のとおり、栄養士・管理栄養士の給与については、調理に係る費用には含まれていない。また、調理に係る光熱水費及び厨房に係る設備・備品費用のうち固定資産物品については、基本的に居住費要として負担していただくことになる。

解説

この Q&A は直接認知症対応型共同生活介護の説明ではありませんが、通所介護や短期入所等の、それまで食費を介護報酬内でみていたものを改定後は自己負担していただくことになった時点の Q&A です。認知症対応型共同生活介護の説明ではありませんが、介護保険事業での用語は同一です。つまり、調理員の給与（人件費）は調理に係る費用であること、また、調理に係る光熱水費は食費そのものに算入されないことが示され、いずれも認知症対応型共同生活介護において食材料費の根拠に含めることは適当ではなく、食材料費として利用者から受けることができないことを読み取ることができます。

【 お問合せ先 】

吹田市福祉部 福祉指導監査室 介護事業者担当

TEL：06-6155-4667

MAIL：fsk-kaigo@city.suita.osaka.jp